

中枢都市型企业人育成特区

都道府県名：

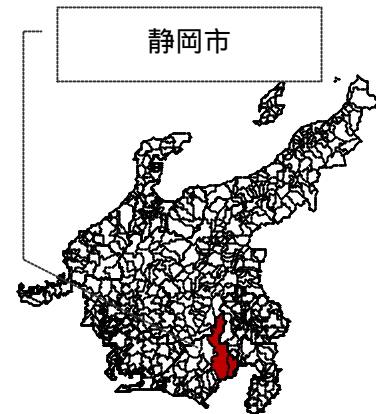
静岡県

申請主体名：

静岡市

区域の範囲：

静岡市の全域



特区の概要：

14 番目の指定都市を目指す静岡市は、中枢都市にふさわしく高度な都市型産業を担う人材が求められている。そのため、「SOHO しずおか」に加え、静岡市中心地に「産学交流センター」を開設し、産業界、大学、行政との連携事業を進めている。これにより、新事業への進出、起業、経営革新などに挑戦する人材の育成や新企業、新事業の創出等に取り組む。このような取り組みをさらに強化するため、専門的知識を有した人材を育成する株式会社立大学を誘致し、優れた人材の養成をはかり、地域経済の活性化を進めていく。

適用される規制
の特例措置：

- ・ 学校設置会社による学校設置
- ・ 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置
- ・ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・ 空地に係る要件の弾力化による大学設置

